

広島県告示第四百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十九年八月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
まつだ歯科医院	三原市本郷南六丁目二四―一四	平成二十九年四月一日
もみじ薬局	尾道市新高山三丁目一七〇―三二〇	平成二十九年五月一日
やすかわ泌尿器科クリニック	府中市府川町一四〇―四	平成二十九年四月一日
さの歯科医院	府中市中須町一五―五	平成二十九年四月一日
たかの薬局	庄原市高野町新市一一五〇―一	平成二十九年五月一日
じけ駅前内科・糖尿病内科クリニック	東広島市西条町寺家四三〇〇番地（二三街区四）三〇一号	平成二十九年四月一日
竹仁診療所	東広島市福富町下竹仁五〇四―五	平成二十九年三月二九日
ゆりの木歯科	東広島市西条西本町一六番一五号	平成二十九年四月一日
いけだ歯科クリニック	東広島市西条町寺家四三〇〇番地（二三街区四）	平成二十九年四月一日
大野東クリニック	廿日市市大野下更地一八〇九―九	平成二十九年四月一日
にしだ歯科クリニック	廿日市市平良山手一一―八―一〇一	平成二十九年四月一日
島の病院おおたに	江田島市能美町中町四七一―一	平成二十九年三月一日
ちえ内科クリニック	安芸郡海田町幸町八番一四―三号	平成二十九年四月一日
金谷整形外科クリニック	安芸郡海田町幸町九番一三号	平成二十九年四月一日

くるしま内科循環器クリニック	安芸郡海田町成本一四―一二	平成二九年五月一日
くすのき薬局	安芸郡海田町成本一四番一〇号	平成二九年五月一日
小坂内科医院	安芸郡坂町平成ケ浜一丁目八番四二号	平成二九年四月一〇日